

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第54回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年10月31日(水) 14時00分～14時50分

於、第1特別会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

(1) 委員

土居 範久（分科会長）、坂内 正夫（分科会長代理）、青木 節子、伊東 晋、
大山 永昭、清水 英一、高畑 文雄、徳田 英幸、根元 義章、御手洗 顕

（以上10名）

(2) 専門委員

小林 哲（（社）電波産業会 常務理事）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

松本 正夫（技術総括審議官）、児玉 俊介（技術政策課長）

河内 正孝（大臣官房審議官）、奥 英之（放送技術課長）

(2) 総合通信基盤局

寺崎 明（総合通信基盤局長）、田中 栄一（電波部長）、安藤 友裕（総合通信基
盤局総務課課長）、富永 昌彦（電波政策課長）、名執 潔（衛星移動通信課長）、

坂中 靖志（衛星移動通信課企画官）

(3) 事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

(1) 報告事項

「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「簡易型AIS（船舶自動識別装置）及
び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」について【平成2年4
月23日 電気通信技術審議会諮問第50号（検討開始）】

(2) 答申事項

「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用システムの技術的条件」に関する一部答申【平成 18 年 9 月 28 日 情報通信技術分科会諮問第 2023 号】

開 会

○土居分科会長 多少時間が二、三分早いようでございますけれども、委員の皆様方おそろいになりましたので、情報通信審議会第54回情報通信技術分科会を開催させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は委員16名中10名が出席されておりますので、定足数を満たしております。また、審議事項の説明のために社団法人電波産業会常務理事の小林専門委員にご出席いただいております。

それから、本日の会議の様子はインターネットにより中継しておりますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、会議に先立ちまして、慶應義塾大学環境情報学部長兼教授の徳田委員が新たに審議会委員として任命され、当分科会に指名されましたので一言ごあいさつさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○徳田委員 慶應義塾大学の徳田と申します。よろしくお願いいたします。専門は情報科学で、特にオペレーティングシステムやユビキタスシステム、ネットワーク関係进行研究しております。よろしくお願いいたします。

○土居分科会長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてさせていただきたいと思っております。本日の議題は、報告事項1件、答申事項1件でございます。

初めに、報告事項より審議いたします。

議 題

(1) 「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「簡易型AIS（船舶自動識別装置）及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」について

【平成2年4月23日付 電気通信技術審議会諮問第50号（検討開始）】

○土居分科会長 平成2年4月23日付、電気通信技術審議会諮問第50号「海上無線通信設備の技術的条件」のうち「簡易型AIS（船舶自動識別装置）及び小型船舶救急連絡装置等の無線設備に関する技術的条件」について、海上無線通信委員会が検討を開

始する旨、ご報告いただきます。

それでは、海上無線通信委員会事務局から、説明をお願いします。

○名執衛星移動通信課長 事務局をおおせつかっております衛星移動通信課長の名執でございます。ご説明を差し上げたいと存じます。

それではまず、資料の54-1を御覧いただきたいと存じます。海上無線通信委員会は、海上無線通信設備に関し、周波数の有効利用及び利用者の利便を考慮した技術的条件について、継続的かつ能率的に検討を行うこととされた電気通信技術審議会諮問第50号「海上無線通信設備の技術的条件について」を受け、GMDSSの無線機器をはじめとした数多くの海上無線通信設備の技術的条件を検討してまいりました。このたびは、海上無線通信設備のうち、船舶の航行の安全を確保するために必要不可欠な新たな無線設備の検討を行う必要があるため、同委員会において検討をお願いしているものでございます。

それでは、報告案件について説明をさせていただきます。2ページ目を御覧いただければと存じます。現在大型船舶には衝突防止や運航管理等のため、ほかの船舶及び海岸局に対して自船の識別、目的地等のデータを自動的に送受信するAIS（船舶自動識別装置）の搭載が義務づけられておりますが、設備が高価であるため、設置義務のない船舶についてはニーズはあっても普及に至っていないのが現状でございます。

このような状況の中、資料にありますとおり、最近AISに比べ小型で安価な簡易型AISの導入が国際的に開始され、総務省においても技術的調査を行ってきたところであり、国内的にも利用者のニーズが高まってきたことから、今般簡易型AISの国内導入を図るため、必要となる技術的条件の検討を行うものでございます。

続いて、小型船舶救急連絡装置についてご説明を差し上げます。このシステムは船舶に搭載されている既存の無線設備を利用しつつデータ通信を行うものでございます。用途が2つございまして、3ページにお示ししておりますのがその1つでございます。1人乗りの小型漁船の転落事故の際には現在有効な伝達手段がございません。このため、転落時において海岸局へ自動的に緊急事態を連絡するためのシステムが小型船舶救急連絡装置でございます。図の説明を簡単にさせていただきますと、乗組員が海に転落した際に海水につかることにより、自動的に電波を発射する乗組員用救急発信器から、船舶の無線設備へ情報が伝達され、当該設備を制御して自動的に海岸局へ緊急事態を知らせるほか、エンジンの停止も行えるようになっております。乗組員用救急発信器について

は、既存の特定小電力の無線設備を考えておりました、海上無線通信委員会で主にご検討いただくのは、付属装置を含めた漁船用救急発信装置でございます。

もう一つの用途については4ページ目を御覧ください。漁船の船団操業においては各船舶の位置を把握するために、音声またはファックスにてその位置情報の把握を行う、いわば昔ながらのやりとりを行っており、迅速かつ的確に各船舶の位置情報を知ることのできるシステムが望まれているところであります。このことから、資料にあります小型船舶位置情報伝達システムにより、GPSを活用して各船舶の位置情報をデータ伝送して、逐次専用モニター画面において把握できることとしたものでございます。

本委員会においては、この2つの用途を満足する海上無線通信設備の技術的条件の検討を行うものでございます。恐れ入りますが、1ページ目に戻っていただきまして、検討体制でございますが、現在の海上無線通信委員会の主査、電気通信大学及び日本工業大学の名誉教授の鈴木先生に引き続きお願いしたいと思っております。答申を希望する時期につきましては来年5月頃とし、答申が得られたときは総務省において関係省令等の改正に資することとしております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

○土居分科会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問等がございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○根元委員　　非常に大事な技術で早く普及することが必要だと思うのですが、やはり1人で漁をされている人等を考えますと、価格というのは極めて大きい要因だと思うんですね。ですから、大量生産で価格が下がることが望まれるのですけれども、価格のほうもできるだけ考えていただいて、広く利用される技術になればいいなという希望でございます。

○土居分科会長　　どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、大変重要なシステムだと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

(2)「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用システムの技術的条件」に関する一部答申

【平成18年9月28日付 情報通信技術分科会諮問第2023号】

○土居分科会長　それでは次に、答申事項に移ります。

平成18年9月28日付、情報通信技術分科会諮問第2023号「放送システムに関する技術的条件」のうち「放送事業用システムの技術的条件」に関する一部答申について、放送システム委員会の主査でいらっしゃいます伊東委員と、放送事業用システム作業班主任でいらっしゃいます小林専門委員からご説明をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○伊東委員　放送システム委員会の主査を務めております東京理科大学の伊東でございます。資料でございますけれども、お手元でございます資料54-2-2というのが委員会報告の本体でございます。相当分厚いものになっております。それから、資料54-2-3の答申書の案というのが、一番後についている一枚物でございます。また答申の中身になるのは資料54-2-2の別添という形でございます。

本日は時間の関係もございますので、資料54-2-1の報告概要を用いてご報告させていただきます。まず今回の答申の対象になるシステムと検討の背景等につきまして、私のほうからご説明申し上げます。続いて各システムの技術的条件につきましては、委員会のもとに設置いたしました放送事業用システム作業班の主任を務めていただきました小林哲専門委員から説明していただきます。

それでは資料54-2-1の「はじめに」を御覧ください。放送システム委員会は、放送システムに関する技術的条件を審議するために平成18年9月に設置されました。最初の検討事項は地上デジタルテレビジョン放送の中継局に関するもので、これについては今年の1月にこの技術分科会で答申案をご審議いただき、必要な制度整備等は既に完了しております。その後3月には衛星デジタル放送の高度化に関する検討を開始し、さらに5月には今回の放送事業用システムについて審議をスタートいたしました。

その下の2ページを御覧ください。放送事業用システムは放送サービスを支えるための放送事業者用の無線システムを指しますが、その用途から「1 放送番組中継用」、「2 番組素材中継用」、「3 監視・制御用、連絡用」に大別されます。次の3ページの図を見ていただくとわかりやすいかと存じます。まず、放送番組中継用には、図の左下に示した放送局のスタジオから左上の親局の送信所まで完成した放送番組を伝送するSTLと、この親局から中継局の送信所まで、あるいはこの中継局からさらにその先の中継局まで放送番組を伝送するTTLの2種類がございます。

2つ目の番組素材中継用は、取材の現場から放送局のスタジオまで番組素材を届ける

ためのもので、こちらにも2種類ございます。一つはFPUと呼ばれている移動無線システムです。これは図の右下に示した中継車から受信基地局まで、あるいはワイヤレスカメラから中継車まで映像を伝送するものでございます。もう一つはFPUからの番組素材等を受信基地局から放送局のスタジオまで伝送するTSLであります。

3つ目は、送信所やSTL、TSL等の機器の監視や制御を行うための固定無線回線並びに主として音声による業務連絡のための無線回線でございます。

次の4ページにまいります。ここでは、ただ今ご説明いたしました放送事業用システムについて、その用途と使用周波数帯をまとめています。この中で青い丸印で示した用途の技術的条件につきまして、今回新たに検討を加えました。まず、真ん中に示しましたSHF帯では、放送事業用システムに対して、3.5GHz帯のA帯から13GHz帯のG帯までと、6.5GHz帯のM帯及び7.5GHz帯のN帯が割り当てられています。この中の一番左側のA帯につきましては、すべての用途に対して三角印を付しておりますが、これは第4世代移動通信システム等の周波数を確保するために明け渡しを求められていることをあらわしております。これらの用途の移行先としてはM帯及びN帯が考えられることから、このM帯とN帯において、映像TSL、監視制御用固定回線並びに音声STL、TTL、TSLを公共業務用の固定局あるいは移動通信用のエントランス回線等と共用するための技術的条件について検討いたしました。

次に左側に示したUHF帯ですが、ご存じのようにUHF帯はSHF帯に比べて長距離伝送に適しています。例えば鹿児島県トカラ列島の中之島と奄美大島の名瀬との間は距離にして170kmもございますが、このような長距離かつ海上区間において放送番組中継を実現する方法としてUHF帯の利用が考えられます。今回はこのような映像TTLを対象として、UHF帯の周波数を地上テレビジョン放送と共用するための技術的条件について審議いたしました。

さらに、一番右側に示したミリ波帯につきましては、昨今周波数のより一層の有効利用が求められているところですが、今回は高画質、低遅延で小型軽量のHDTVワイヤレスカメラ等での利用を想定し、その技術的条件について検討いたしました。

それでは、それぞれの放送事業用システムの審議結果につきましては、小林専門委員に説明していただきます。

○小林専門委員　ただ今伊東主査からご紹介いただきました専門委員の小林でございます。放送事業用システムの技術的条件につきまして、システム別にポイントをご説明、

ご報告申し上げます。

それでは、最初に音声STL等の技術的条件についてご説明いたします。資料54-2-1の5ページを御覧いただきたいと思っております。この5ページに音声STL/TTL/STL及び映像STL並びに監視・制御用固定回線のイメージ図が示されております。赤で示した部分がこの部分を示しております。M帯、N帯でこのシステムを実現したいというのが今回の審議内容でございますけれども、このM帯、N帯は黄色で示しております部分にありますように、公共業務用、例えば国の機関の固定回線だとか、あるいは電気通信業務用の固定回線、携帯電話用のエントランス回線等ですが、それと周波数を共用するということから、共用のための条件というものを中心に検討させていただきました。これによって、A帯からM帯、N帯への周波数の移行、周波数再編を可能にしたいというものでございます。

音声STLについてでございますけれども、音声STLは比較的狭帯域な回線であります。そのため、M帯とN帯の低群と高群という形で周波数帯があるのですが、その割り当てのガードバンドとなっている部分等を上手に利用する方法を検討いたしまして、共用を前提とした技術的条件を取りまとめたところでございます。

多少細かいことになりますが、資料54-2-2の112ページ及び113ページに別紙4、別紙5という図がありまして、このM帯とN帯の周波数配置が記載されております。この周波数帯の図の中の破線で囲ってあります部分、ここを今回音声STL、音声用の回線として使いたいということを検討いたしました。

この配置の検討におきましては、図に示しておりますようにこの周波数帯がほかの用途でも既に使われておりますので、各変調方式間の干渉の影響度を詳細に評価して、確認いたしました。同じ資料の155ページからの参考資料1、ここに検討の詳細を示しております。詳細は省略させていただきますが、このような検討を行いまして、結果として、資料54-2-1の6ページに示してありますような技術的条件を取りまとめたところであります。

6ページの2番目のコラムに、音声STL/TTL/STLの諸元が記載してございまして、周波数配置が500kHz間隔となっております。また、この表の一番右側のコラムに監視・制御用固定回線の技術的条件が記されております。こちらにも比較的狭帯域の回線でございますので、周波数配置としては250kHz間隔で、基本的に音声用の回線と同じような周波数の使い方を提案させていただいております。

真ん中のカラムにあります映像T S Lについては、現在A帯で回線が使われているわけですが、そのA帯では周波数間隔が18MHzになっております。ただし、先ほどの図を思い出していただければと思いますが、公共業務用、一般業務用の周波数の割り当て間隔が20MHz間隔になっておりまして、今回M帯、N帯でこれを使う場合には、こちらと同じ間隔にしたほうが周波数の有効利用に資するということから、M帯、N帯では20MHz間隔として周波数を配置することとしております。

また、この映像T S Lでは、コチャネル配置ということを検討いたしました。通信の分野ではこのコチャネル配置、すなわち同一チャネルで垂直偏波と水平偏波に別の情報を乗せて同時に同区間で送信するという技術でございますけれども、こちらの条件も検討いたしました。コチャネル配置によって周波数の有効利用を図ることも可能にした技術的条件といたしました。ただし、このコチャネル配置は、通信の場合は双方が同期をとって交差偏波識別を高めるということを行いますが、放送の場合は番組素材中継用はそれぞれのチャンネルが非同期で使用されるということが多いということですので、その場合の所要交差偏波識別度等を別途検討し、今回はそれを考慮いたしました。

その他、この6ページにあります諸元は、既存のM帯、N帯の公共業務用の技術的条件を参考にいたしまして、取りまとめたものでございます。

次に、UHF帯の映像T T Lについてご説明いたします。7ページにUHF帯映像T T Lのイメージを示してございます。先ほどの主査からのご説明のように、最大170kmという長距離の離島向けの放送番組中継を可能にするものでございます。本件におきましては、諸元が8ページにリストされておりますが、一番下にありますフェージングマージンの検討が主な論点でございました。

このUHF帯はマイクロ波帯、SHF帯とは異なり、長距離回線に向いているわけですが、その長距離固定回線の回線設計をどのような回線品質、設計手法で行うかについては、あまりデータや基準がないという状況にあります。このため、実証実験を行いました。この実証実験の結果などによりまして、フェージングに関するデータを取得し分析し、UHF帯の固定回線のフェージングマージンの算出方法等を実験結果から近似式を求める形で提案を行っております。新しい実験式を提案して、それをを用いるということにしてございます。

算出方法の式の詳細は、資料54-2-2の148ページにあります別紙20に示してございますが、99.9%の回線品質となるフェージングマージンを、真ん中ほどに式

がございますように距離の2.5乗に比例するとしまして、スペースダイバーシティの効果、ここではSD改善度という表記をしておりますが、それと伝搬の種別による定数、すなわち山岳、平野、海上等によって決まる定数を差し引くという形でフェージングマージンを求めることになっております。

また、この式の根拠につきましては、同じ資料の186ページからの参考資料9にまとめてございます。これは、総務省の技術試験事務として実施した実証実験のデータを分析したものでございます。結果としての算出されました式は190ページに示しております図1、この中でフェージングマージンの近似式を示してございます。このUHF帯の映像TTLの主な技術的条件につきましては、資料54-2-1の8ページの表に示しているとおりでございます。

次に、ミリ波帯の映像FPUの技術的条件についてご説明いたします。資料の9ページにイメージを記載させていただきました。また、10ページに提案しております主な技術的条件をリストしてございます。このリストにありますように、42GHz帯と55GHz帯、この2つの周波数帯において共通の技術的条件を提案してございます。ミリ波帯では、ご承知のとおり先進技術を活用することになりますので、デバイス動向等も調査いたしました。また、この表の中にありますように、最大1Wということをご提案しておりますが、デバイス動向等を調査した結果、1Wのままでの利用は可能と見込まれましたので、これを提案しております。この1Wによりますと、スタジオ内等で約250m、屋外で最大1km程度までのHDTVの素材伝送が可能となります。また、今回はスタジオ内でのHDTV信号の非圧縮伝送に対応するために、占有周波数帯幅の許容値あるいは周波数配置のところにありますように、1GHz帯の帯域で最高1.5Gbpsの番組素材を非圧縮で伝送できることも前提に検討しております。そういった検討を行った上で、1GHzシステム、500MHzシステム、125MHzシステムといった提案をしております。

ミリ波帯で使用するデバイスの動向調査結果は、資料54-2-2の222ページからの参考資料19に詳しく記述しております。また、素材伝送であるということから、低遅延のコーデックが大変重要になりますので、映像圧縮符号化技術の動向を踏まえて低遅延コーデックによる映像ビットレートと、放送に必要な情報ビットレートを考慮し、チャンネル間隔、情報ビットレート、それから占有周波数帯幅等を、10ページの表のように取りまとめております。

各システムの主な技術的条件についてのご説明は以上でございます。

○伊東委員 小林様、どうもありがとうございました。

今回の放送システム委員会での検討過程におきまして、有識者を対象とした意見募集と、委員会報告案に対する一般の方からの意見募集、これを両方行いましたけれども、特段の意見の提出はございませんでした。

この資料の最終ページには委員会の構成員を掲載しております。今年の5月からの大変短い期間に精力的に検討していただきました構成員各位、並びに放送事業用システム作業班の各位にこの場をおかりして厚く御礼申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○土居分科会長 はい。どうもありがとうございました。ただ今のご説明に関しまして何かご意見、あるいはご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○高畑委員 最初にご説明のあった部分で、映像用のT S L、監視・制御、そして音声用のすべてのシステムのM帯、N帯における技術的条件を検討したということですが、何点が教えていただきたいと思います。

まず、A帯に割り当てられている帯域幅は何MHzでしょうか。

次に、A帯の帯域幅はその他の業務には使用されていないのでしょうか。これが2点目です。

3点目ですが、現在、第4世代の移動通信システム用の周波数確保のための周波数移行が求められています。その第4世代のための周波数移行のために、この委員会とは関係ないかもしれませんが、その他のシステムとして、どのようなシステムの周波数移行が求められているのかを教えていただきたいと思います。

さらに、ここでのA帯である3.5GHz帯は、第4世代の移動通信システムのための周波数候補として、ちょうど今、WRC-07で審議されていると思いますが、速報みたいなものがあれば教えていただきたいと思います。

その結果次第によっては、A帯からM帯、N帯への移行時期がかなり明確になると思いますので、その辺の情報があれば教えていただきたいと思います。たくさんの質問で申しわけありません。

○土居分科会長 4点、いかがでしょうか。

○小林専門委員 まず第1点目のA帯で使われているものの帯域幅ですが、周波数間隔が18MHzでの帯域になっていると理解しています。その他の用途には使われていな

くて、ここは放送事業用の帯域になっていると理解しています。周波数の詳細については、事務局からのほうが適切かと思えます。

○伊東委員 今の点でございますけれども、用途によって当然周波数帯域が異なります。番組素材を送る映像のTSLについては、今お話がございましたように18MHzです。また、STLとTTLにつきましては、18を半分に割った9MHzでやっております。音声のほうはもっと狭いと思いますが、これは事務局のほうでわかりますでしょうか。

○高畑委員 その18MHzというのは、1チャンネルあたり18MHzであって、何チャンネルがあり、全体の帯域としてはどの程度でしょうか。

○奥放送技術課長 3.5GHz帯、大体帯域で言うと150MHzぐらいの帯域を使っているということでございます。

○田中電波部長 今、WRCの3.4GHzの議論についてのお尋ねがございましたけれども、先週私ジュネーブでWRCの会合に出ておりましたけれども、ここについてはまだ、非常に激しいやりとりがなされておるという状態でございます。アメリカとアジアを中心に、この部分を衛星が使っているというようなこともございまして、新しく第4世代等に割り当てることに対して非常に強い反発が出ております。他方、ヨーロッパと日本はここを第4世代等に割り当てたいということで、まだ激しいやりとりがなされているという状況で、ちょっと先行きまだ予断を許さないという状態でございます。

○土居分科会長 はい、どうぞ。

○富永電波政策課長 今、部長からWRCの関連でお話を申し上げました。

ITU-Rの研究活動の方で、第4世代がどんなふうに進んでいるか申し上げます。現在までのところは、WRCで周波数を特定するというのもございますものですから、第4世代移动通信システムに必要な周波数幅がどれくらいかというような検討、それから第4世代移动通信システムのコンセプトでございますね、こういったものについての検討がメインでございました。今後、WRCで周波数が特定されて以降は、具体的にどういった仕様が適切かというようなことを、第3世代の時も行いましたが、ITU-Rの中で公募するというようなことを経て議論が進展していくものと思われます。

以上でございます。

○土居分科会長 はい。これで、4つ出ましたかね。

○高畑委員 WRCで非常にもめているということは予想されていたとおりですが、第4世代移动通信システムのために、ここでは150MHzというお話でしたが、

それでは足りないと思います。その他のシステムの周波数移行も考えられておられるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○富永電波政策課長 第4世代移動通信システムを含め将来周波数をたくさん確保する必要があるようなシステムがございますものですから、特に第4世代移動通信システム用としてはこの3.4GHzから3.6GHzの放送事業用の周波数帯、それからそのちょっと上の4GHz帯の固定無線のマイクロ波が使っております周波数帯、さらにそれで足りなくなりますと5GHz帯のマイクロ波回線が使っている周波数帯、こういったところを、現在第4世代移動通信システムが使用する先として想定しております。

○高畑委員 はい、わかりました。続々と出てくるということですね。

○土居分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

○伊東委員 確かに放送事業用システムとして、固定用にかなり使っているように見えておりますけれども、先ほどのご報告のときにも申し上げましたように、M帯、N帯では実は移動通信のエントランス回線用の固定局が2,000局ぐらいあるのでしょうか。このように通信でも相当固定用に使われているという現実は、知っておいていただきたいなと思います。

○土居分科会長 はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

短期間の間に大変精力的な検討をいただきましてありがとうございました。ただ今ご説明いただきました資料54-2-2本体と、この検討結果を踏まえたものが答申案として54-2-2別添となっているわけがございますね。もうご質問、ご意見等がございませんようでしたら、本件は答申案のとおり答申をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土居分科会長 よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することにさせていただきます。

それでは、本日のこの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の措置についてご説明伺えるということでございますので、よろしく願いいたします。

○河内官房審議官 情報通信政策局を担当しております大臣官房審議官の河内でございます。本日は放送事業用システムの技術的条件につきましてご答申をいただき、まことにありがとうございます。

ただ今いただいたのは、移動通信用周波数を確保していくためにより高い周波数、すなわち6.5GHz帯、7.5GHz帯に放送番組中継用の固定局等を移行させるための技術的条件、それから地上デジタル放送を長距離離島に送り届けるためのUHF帯の放送番組中継用の固定局のための技術的条件、さらにはミリ波を有効利用し低遅延、大容量伝送を可能にするワイヤレスカメラ等の技術的条件、こういうものについてご答申をいただいたわけでございます。それぞれ非常に喫緊の課題であると私どもは認識しております。総務省といたしましては、まずこのマイクロ波固定局の周波数の移行に関しましては、放送事業者のご理解とご協力を得ながらできるだけこれを円滑に取り運べるように技術基準の制度化等の移行方針、そういうものの策定に着手いたす所存でございます。

それから、2番目のUHF帯の放送番組中継用固定局につきましては、既に鹿児島県においてこういうものを使いたいと、地上デジタル放送の普及のための具体的な導入計画というものができておりまして、そういったものに速やかに対応できるようにこの制度整備に着手してまいりたいと思っております。

それから、3番目のミリ波帯を使用するワイヤレスカメラ等の実現につきましても、より豊かなHDTVの放送番組、この制作に寄与するものでございますので、制度的な対応を急いで行いたいと思っております。いずれも11月の電波監理審議会に関係省令の改正案を諮問させていただく予定でございます。今回の答申の取りまとめに当たりまして、伊東主査はじめ放送システム委員会の構成員、専門委員の皆様方には大変ご熱心なご審議を賜りました。そのご尽力に対しまして、心より御礼を申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

○土居分科会長　　どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上で本日の議題は終了いたしました。

閉　　会

○土居分科会長　　委員の皆様から何か、ございますでしょうか。事務局からは何かございますか。

○渡邊情報通信政策局総務課長補佐（事務局）　　ございません。

○土居分科会長　　はい。それでは、これにて本日の会議を終了させていただきたいと思

います。次回の日程につきましては、別途確定になり次第事務局からご連絡を差し上げますので、皆様方どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

どうも本日はありがとうございました。